平成２８年（フ）第１７７号
千葉県市川市原木１丁目７番18―203号（ＴＯＰ原木中山第３）
債務者　井伊　淳子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
千葉県市川市市川３丁目27番17―504号（アルファグランデ市川国府台）
債務者　緒方　慶子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８号
千葉市花見川区花見川１番７棟108号
債務者　遠矢美千代（旧姓斉藤・伊藤）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１２号
千葉県市原市上高根1495番地６
債務者　鯉沼　正夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
千葉県船橋市宮本７丁目５番16号
債務者　飛井　拓也（旧姓杉谷）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２５号
千葉県船橋市夏見台４丁目３番５―205号
債務者　山田奈緒美（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1009番地の１
債務者　加藤千代子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３２６号
名古屋市北区辻町５丁目63番地
債務者　平山　千夏
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４６号
名古屋市西区稲生町字杁先2200番地の２
ファミール庄内通809号
債務者　藤原　恵司
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４８号
名古屋市港区港楽２丁目２番21号　カサ港楽402号
債務者　松本　　光
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５２号
愛知県小牧市大字東田中496番地１　県住８号棟104号
債務者　今井　晴美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１号
兵庫県高砂市美保里31番８号
債務者　鎌田　雄紀
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０３号
沖縄県浦添市宮城４丁目12番３―403号　はるかマンション
債務者　久高　千鶴
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８１８号
仙台市若林区かすみ町６番53号　七曲ハイツⅠ―206
債務者　阿部　美幸
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
仙台市若林区大和町３丁目13番14号　コーポヤマト206
債務者　浦田ありさ
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
秋田県能代市字松長布301番地12
債務者　相澤美穂子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６１号
茨城県水戸市城東３丁目１番17号　メゾン向日葵201号
債務者　田村　勇一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
水戸地方裁判所